

# 大阪柔整だより

## 平成 28 年 大阪保険講演会 開催 「療養費適正化理念」の発表について

～ 大阪府柔道整復師会が今こそ取り組まなければならないこと ～

平成 28 年 3 月 26 日(土)午後 4 時より、大阪柔整会館 5 階大ホールにおいて「平成 28 年大阪保険講演会」が開催され、社団会員、府下の柔道整復師はもとより、整形外科医の先生方、全国から保険者や行政ならびに関係団体の方々、報道関係者等大勢の参加者で会場が埋め尽くされた。

今回の保険講演会は、開業整形外科医の先生方の団体である一般社団法人大阪臨床整形外科医会様からもご後援をいただき、大阪府柔道整復師会として「大阪が変われば療養費が変わる」をテーマに、府民のために療養費の適正化に取り組むための理念を公に発表する場となった。

徳山副会長の開会の辞の後、主催者を代表して安田会長より、今回の保険講演会の意義ならびに公益社団法人大阪府柔道整復師会が掲げる「療養費適正化理念」の発表があり、療養費は患者のためのものであるという認識を再確認し、柔道整復師、医師、保険者が一丸となって問題解決に向けて取り組んでいくことが示された。

その後、布施保険部長より本会が掲げた理念の項目について各々の詳細説明がなされた。

### 理 念

- 一、大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。
- 一、負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。
- 一、療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。
- 一、違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。
- 一、往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

#### 一、大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

本会は、公益社団法人であり、府民のため、国民のための団体であることを社団会員は再認識していただきたい。

「営利を目的としない」というのは、利益を上げてはならないということではない。

柔道整復師とは、患者を治すことが使命であり、療養費の支給基準に定められた適正な範囲の中で施術をすることで得られる正当な対価としての報酬で利益を上げていただきたい。

利益だけを追い求めるあまり、慰安的なマッサージや支給対象外の疾患を施術し、保険請求するような不正行為は決して行ってはならない。

次頁に続く

前頁より

### 一、負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

整骨院の乱立や過当競争により、患者を抱え込む状況が起きている。

患者に重大な疾病が隠れていた場合、健康被害が起きる可能性が高い。

損害賠償や訴訟のリスク回避のためにも、会員は患者が来院し、問診や検査をしても負傷の徴候のない場合や、負傷原因のない場合は、患者に丁寧な説明をしたうえで医科受診を勧めて欲しい。

このような負傷の徴候のない場合は、初検料のみの算定となるが、申請書に「無病」と記載して正々堂々と請求するようお願いしたい。

### 一、療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

以前から、新聞やテレビで報道されているような柔道整復師による不正請求や詐欺事件については、柔道整復師が国民からの信頼を失うものだと本会としても大変危惧している。

通院日の水増し請求や、架空請求は明らかな犯罪であり、詐欺行為である。施術不要な部位を請求するのも不正請求であり、施術録の虚偽記載も許されるものではない。

本会は今後、不正請求を決して許さず撲滅していくために、本会役員や外部アドバイザーで構成する「療養費適正化特別対策班」を設置する。

不正の疑義があれば独自に調査し、適切に対処していく。自ら受領委任の取り扱いの休止を求めることもあり得る。今までも府民から医療費通知や受診照会、施術方法などについて問い合わせや相談、苦情が寄せられていたが、そのための相談窓口を設置し、それらの対応状況も本会ホームページ上で公開する。

### 一、違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

現在、巷の整骨院ではさまざまな違法看板（交通事故専門、O脚矯正、無料体験実施中など）やチラシ広告が目につく。

間違った看板や広告は、患者や府民に誤解を招き、保険の使えるマッサージなどと思わせる整骨院では不正請求の疑義にもなりかねない。全国では違法看板の指導、取り締まりに乗り出した自治体もある。今後は、本会でも看板について会員には徹底指導し、府民に対しても違法看板を掲げている整骨院には決して行かないようにとの広報活動をしていく。

また、違法看板については監督官庁への情報提供も行っていく。

### 一、往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

往療料は、歩行困難等真に安静を要するやむを得ない場合にのみ認められるもので、患者の求めがあったからといって算定できるものではない。

医科でも定期的に患者宅に赴くのは、訪問診療であり往診とは認められない。

本会は、往療料の不正請求が起きないように正しい算定方法を指導徹底していく。

最後に、布施保険部長は、公益社団として大阪府柔道整復師会が自ら襟を正し、療養費の適正化に向けて、妥協せず確実に取り組んでいくことがいかに大切であるかを述べられ詳細説明は終了した。

次に、「10年後の柔整療養費はどうあるべきか？」をテーマに、柔道整復師、整形外科医、保険者による公開討論が行われた。ステージ上には、公益社団法人大阪府柔道整復師会・安田 剛 会長、一般社団法人大阪臨床整形外科医会・宮田 重樹 理事（宮）、太陽生命健康保険組合・長嶺 秀一 常務理事（長）、岸和田市国民健康保険課・北川 直正 氏（北）、橿原市保険医療課・今井 大介 氏（今）の5名をコメンテーターとして迎え、司会コーディネーターは、日経ビジネス・庄子 育子 医療局編集委員（庄）が務めた。

討論会は、各パネラーから様々な発言があり、活発な意見交換が行われた。  
ここに、公開討論の一部を紹介する。

1. (庄) 皆さんは、先ほど発表された理念についてどう思いますか？  
(宮) 柔整療養費の審査員をしていて以前から思っていたこと。  
理念を打ち出して進めていくことは、素晴らしいことだと思う。  
(長) 素晴らしいことだが、本来は出来ていて当たり前の事ばかりなので、しっかりやって  
いって欲しい。  
(北) 「適正化を進めることが患者のためになる」ということが前面に打ち出されており、  
保険者としてはありがたい。  
(今) 素晴らしい取り組みだと思う。
2. (庄) 反社会的勢力による詐欺事件などが、テレビ、新聞でも取り上げられていますが、  
パネラーの皆さんは現在の整骨院や療養費についてどうお考えですか？  
(宮) 柔道整復師が捻挫、打撲、挫傷と判断して施術を行っているが、その判断を悪用  
しない。負傷でないもの、自分の手に負えない患者は医科に廻すようにすることが  
必要。適正・不正の線引きをしっかり決めたルール作りをして、特別対策班を設置し  
不正を排除していく。審査会の権限強化が必要だと考えている。  
支給決定権のある保険者から審査会に対してもっと厳しくするよう注文してほしい。  
(長) 東京都千代田区が、区内 55 か所の施術所看板を調査したところ、適正なものは 1 軒  
だけであった。事態を重く受け止めた保健所が指導強化したことで、現在、違法看板  
はなくなった。  
保険者として、往療算定の申請書は医科のレセプトとも突き合せ、疑義があれば会社  
の出勤カードまで調べている。  
領収書は毎回発行し、月毎にまとめるような事はやめるべきだ。社団の先生方には  
是非とも明細書付きの領収書を発行してほしい。  
(北) 理念の実施は困難であろうと思われる。遅きに過ぎた感を否めないが、これらを実施  
していかないと患者以外の市民の信頼を得られない。  
反社会勢力に狙われない、寄って来ない隙のない業界にしていかなければならない。  
誇り高き職種であるので、若い先生方には頑張ってもらいたい。  
(今) 市町村国保の職員(保険者)として、施術所への調査権限を持つ県(行政)と協力して  
違法な看板や広告物についてはしっかり指導していきたい。  
国保連合会の 1 次審査で疑義のある申請書には、2 次審査で厳しく調査・点検が必要  
だという付箋を貼って市町村国保に送付するよう動き出している。
3. (庄) 今回の理念を実施遂行していくと、患者の減少や業務範囲の縮小などに繋がっていく  
ことも想定されますが、その辺りはどう思われますか？  
(宮) 柔道整復師が、社会的信頼の得られる職業であることに誇りを持っていけば不正は  
減るであろう。  
スポーツジムなどでトレーナーとして働く人もいる。介護の分野でも機能訓練指導員  
として活躍する道もあると思う。  
(長) ゴッドハンドと呼ばれる腕の良い先生の整骨院では、自由診療のみでやっている所も  
多い。10 年後に生き残っていく柔道整復師は、保険に頼らなくてもやっていけるの  
ではないか？今回の社団の取り組みには保険者の協力が必要であり、理念通りに実行  
された場合には、保険者は社団の申請書は信用してチェックなし、患者へは社団会員  
の施術所に通うよう指示することもできる。

次頁に続く

前頁より

(北) 今後は、介護、福祉など療養費以外の活躍の場をもっと作っていくべきで、そう  
なれば療養費は今ほど重要でなくなる。

(今) 営利目的の施術所は撤退を余儀なくされるのではないかと？ そうなれば真面目にやっ  
ている施術所だけが残ると思われる。

これらの意見を受けて、安田会長は「支給基準が時代の変化や患者のニーズに合わなくなっ  
てきている。柔道整復師が活躍できるように支給基準を見直す時期に来ており、根本的な制度  
改革が必要であるとも思っている。生計を立てるために支給基準を拡大解釈し、請求している  
柔道整復師もいるが、ルールは守らなければならない。日本の伝統医療である柔道整復術は  
素晴らしいものだと自負しており、世界でも類をみない柔道整復術をさらに進歩発展させ  
後世に残していく。国民のため、患者のために必要な療養費の受領委任払い制度は、業界  
として死守していかなければならない。」と話された。

最後に、「大阪社団が今回の理念を発表することには、非常に勇気がいった。現状でも生活  
が苦しい会員からは、これ以上辛い思いをさせられるのかと非難されるのも覚悟している。  
しかし、柔道整復師は、社会保障費の増大で国の財政状況が厳しい中、公的な医療保険を  
取り扱っているという自覚を持って欲しい。確実に療養費を取り扱っていくためにも、柔道  
整復とはどういうものなのか？を、再度、皆で考えなければならない。違法な看板、広告で  
しか集客できないような柔道整復師なら辞めればいい。国に対しても、国家資格を持つ柔道  
整復師が普通に生計を立てられるように考えてもらいたいと思う。そのためにも、まず、自分  
たちが襟を正していく姿勢を国民や保険者、行政に示し、伝統医療を行う柔道整復師の  
気持ちのいいところを大阪から発信していきたい。まずは、第一歩を踏み出したばかり  
なので、これからの活動に注目していただき、皆さんの後押し、ご協力をお願いしたい。」と  
熱く語り、大阪保険講演会は終了した。

後日、日本経済新聞や日経ビジネス誌に「平成 28 年大阪保険講演会」の記事が掲載された  
こともあり、全国の保険者や行政、関係団体等は今後の大阪社団の動向に注目している。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部 理事

同封の「療養費適正化理念」を併せてご覧ください。

社会保障審議会医療保険部会

『第 4 回柔道整復療養費検討専門委員会』開催される

日 時：平成 28 年 3 月 29 日（火）14：00～15：30

場 所：全国都市会館 大ホール（2階）

課 題：柔道整復の施術に係る療養費に関する現状と課題

1. 柔道整復の施術に係る療養費の概要
2. 支給基準に関する課題と論点
3. 審査に関する課題と論点
4. 長期・頻回・多部位対策に関する論点
5. 施術管理者の要件に関する課題と論点
6. 指導監査に関する課題と論点
7. 請求に関する論点
8. その他の課題と論点
9. 療養費詐取事件の特徴と論点

柔道整復療養費検討専門委員会（計 16 名）

- 座長・有識者（5 名）
- 保険者等の意見を反映する者（6 名）
- 施術者の意見を反映する者（5 名）

座長より、開会の挨拶があり「第 4 回柔道整復療養費検討専門委員会」が開催された。

まず、厚生労働省保険医療企画調査室長より、各項目の概要及び課題・論点の説明が行われた。その後、座長より、今回は「2」「3」「4」「9」の項目を中心に議論をお願いしたいと述べられた。

#### ◇療養費詐取事件について

施術者側より、「今まで、数々の療養費の問題で改善が叫ばれる中、柔道整復業界も、社会も修正や変更を行なってこなかった。起こるべくして起きた最悪の事態である。国家資格を持った者の資質を管理し、環境を健全に維持し、監視する仕組み作りが必要であり、悪意あるものを排除し、新たな施術管理者にも倫理観を持たせるべく、この専門委員会で再構築に向けた議論をしていきたい。」と前向きな意見があった。また、「厚労省に、ホームページ上の広告や保健所へ届出た後の看板について、指導や監視を強化してもらいたい。」との意見もあり、保険者側からも「単なる広告のルール違反のみでなく、不適切な療養費の取り扱いへと繋がるということを考えてもらいたい。」との意見があった。

#### ◇支給基準・公的審査会について

施術者側より、「適正化に向けて、審査基準や審査会の権限について前向きな検討をお願いしたい。」と、審査会における判断基準の統一や権限(調査権・事情聴取できる権限)の強化を求める意見があった。また、「公的審査会へ健保組合も、積極的に参加していただきたい。」と要請した。

保険者側からは、「公的医療保険の使用について、根本的な議論が必要であり、受領委任払い制度の考え方が昭和 11 年から変化せず取り扱っていることを見直すことも議論のひとつである。支給基準の曖昧さを早急に改善すれば、事務効率も図れる。」「審査会の権限強化については、保険者が持っている給付決定権の権限まで犯す可能性がある。また、亜急性についての議論が必要。」との意見があった。

#### ◇医師の同意について

施術者側より、「脱臼の整復後の同意は現状にそぐわない。また、顎関節脱臼について歯科医師の同意を認めてもらいたい。」との意見に対し、保険者側からは、「同意を撤廃すれば悪意をもって請求する可能性や、悪用されるケースも起こる。」との意見があった。

#### ◇請求について

保険者側より、「部位ころがしや家族受診は加入者にも問題があり、不正請求の温床となりうるため、受領委任払いから外すことも検討すべきである。」「支給申請書の様式や記載方法の統一をしたうえで、電子化を進めていくべき。電子化は事務効率が向上し、適正化に向けた第一歩であるが、原理原則の保険者決定は変わらない。」との意見に対し、施術者側からも、「部位ころがし等不正請求について、電子化は縦覧点検が可能になり、有効である。療養費ビジネスの根源は部位ころがしにあり、審査会等で明白にしたい。」との意見があった。

#### ◇施術管理者の要件について

施術者側より、「審査会において、疑義等の支給申請書を返戻しても保険者として調査方法が解らないのが現状である。疑義申請書を未然に防ぐためにも施術管理者の実務経験が必要。養成校卒業後、すぐにチェーン展開の接骨院の分院長となることもあり、療養費ビジネスを防ぐためにも 3 年の実務経験が必要である。」との意見に対し、保険者側も同意見であった。

今回は、柔整療養費の問題点について全体的な視野での議論が行われたように思う。

次回は、各項目について論点を絞り議論され、今後の方針が決定されるであろう。

なお、次回は 5 月 13 日(金)の開催予定である。

## －大阪府より、広告の法令遵守の周知依頼－

大阪府健康医療部保健医療室長より、本会に広告の法令遵守の周知について依頼がありました。内容は以下のとおりです。(抜粋)

### ②柔道整復

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

- ・ほねつぎ（又は接骨）
- ・医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- ・予約に基づく施術の実施
- ・休日又は夜間における施術の実施
- ・出張による施術の実施
- ・駐車設備に関する事項

※1及び2に掲げる事項について広告をする場合にも、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

### (2) 法令に違反した広告例

これらは違反広告の一例を示したものです。  
これ以外の内容であれば広告可能ということではありません。

症状は広告できません

法定外の医業類似行為は広告できません

メッセージは広告できません

### なにわ鍼灸院・接骨院

かみつ りんりつ

整体療法

こんな症状でお悩みの方！

肩こり、腰痛、頭痛、膝の痛み、関節痛、打撲、ぎっくり腰、肉離れ、身体の歪み、神経痛、しびれ、五十肩、骨盤矯正、スポーツ外傷、むちうち、交通事故の後遺症、ヘルニア

30分 3000円 ・ 60分 5000円

労災・交通事故  
生活保護取扱

各種保険取扱

施術中の写真

料金は広告できません

これらの内容は広告できません

医療保険取扱又は健康保険取扱という表現に変更した上で、  
医師の同意が必要であることを明記しなければなりません

## 介護保険のコラム Vol.13

～ヒヤリハットを見直してみましよう～

医療・介護の分野でも広く用いられている「ヒヤリハット」ですが、日々の多忙の中で忘れがちになりやすい考え方でもあります。

今回は、この「ヒヤリハット」を再確認してみたいと思います。

### ・「ヒヤリハット」とは？

労働災害における経験則の一つであり、1つの重大事故の背後には、29の軽微な事故があり、その背景には300の異常（ヒヤリハット）が存在するというものです。

このような法則から、「事故（アクシデント）を防げば災害はなくせる」「不安全行動と不安全状態をなくせば、事故も災害もなくせる」という教訓が導き出されます。

このように、日々の業務の中でふとしたきっかけで起こり得る、「ヒヤリハット」を発見することにより、重大な事故を未然に防ぐ事が可能です。

もしかすると、今、重大事故の一手手前の状態にあるかもしれません。

今一度、業務の安全を見直す機会を作ってみてはいかがでしょうか？

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

## 保険者変更通知

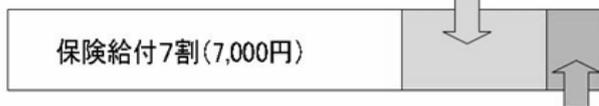
変更前	内容	変更後	変更日
トヨタ自動車東日本健康保険組合 06140784	移 転	トヨタ自動車東日本健康保険組合 06040398	H28年3月1日
	新 設	与那国沿岸監視隊長 07470123	H28年3月28日
	新 設	防衛省共済組合与那国支部 31470370	H28年3月28日

## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合（保険3割負担の方）

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、左記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。